

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 公文書の公開(第5条—第17条)
- 第3章 審査請求等
 - 第1節 諮問等(第18条—第20条)
 - 第2節 削除
 - 第3節 審査会の調査審議の手續(第22条—第28条)
- 第4章 情報公開の総合的な推進(第29条—第31条)
- 第5章 補則(第32条—第35条)
- 付則
 - 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を尊重し、かつ、本市の行う諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって市民の市政への積極的な参加による公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの(平20条例2・平21条例23・平25条例12・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(請求権者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手續)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- 2 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供するものとする。
- 3 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項)に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項)に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示により、公にすることができない情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(平16条例6・平17条例37・一部改正)

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分について当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第4号に規定する情報に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関して必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定(以下「非公開決定」という。)をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による公文書の一部を公開する旨の決定又は前項の規定による非公開決定をした旨の通知をするときは、三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号)第8条の規定に基づき、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 公開決定及び非公開決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内に行なければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数

は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、公開請求があった日から起算して60日([第6条第3項](#)の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下[次条](#)において同じ。)を限度として、[前項](#)に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 [第1項](#)に規定する期間([前項](#)の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、非公開決定があったものとみなすことができる。
(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、[前条第1項](#)及び[第2項](#)の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、[同条第1項](#)に規定する期間内に、公開請求者に対し、[次の各号](#)に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) [本項](#)を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

- 2 公開請求者に対し、[前項](#)の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、[前条第3項](#)の規定は、適用しない。
- 3 [第1項第2号](#)の期限までに、実施機関が[同号](#)に規定する残りの公文書について公開決定等をしないときは、公開請求者は、当該残りの公文書について非公開決定があったものとみなすことができる。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 実施機関は、公開決定等を行う場合において、公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下[この条](#)、[第19条第2項](#)及び[第20条第1項](#)において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他実施機関の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、公開決定を行う場合において、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、あらかじめ、[当該各号](#)の第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が[第7条第2号ただし書](#)に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を[第9条](#)の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、[前2項](#)の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開の実施をする日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、当該公開決定後直ちに、当該意見書([第19条](#)において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開の実施をする日を書面により通知しなければならない。

(平28条例6・一部改正)

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。

- 2 実施機関は、[前項](#)に規定する方法では公開請求の目的を達成することができない特別の事情があると認めるときは、適切な方法により当該公文書を公開するよう配慮するものとする。
- 3 公開決定に基づき公文書の公開を受けるものは、実施機関の規則で定めるところにより、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 4 [前項](#)の規定による申出は、[第11条第1項](#)の規定による通知があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の制度との調整等)

第16条 実施機関は、法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が[前条第1項本文](#)に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、[同項本文](#)の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 第15条第1項本文の規定により公文書の写しの交付(電磁的記録についてはこれらに準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を受ける公開請求者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- 3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関の規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

第3章 審査請求等

(平28条例6・改称)

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

- 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条(三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第20条第2項の規定に基づく規則を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「三田市情報公開審査会」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「三田市情報公開審査会」とする。

(平28条例6・全改)

(審査会への諮問)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第2条に規定する三田市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- 2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次の各号に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例6・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

- 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、規則で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

(平28条例6・一部改正)

第2節 削除

(平21条例2)

第21条 削除

(平21条例2)

第3節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

(平28条例6・一部改正)

(意見の陳述)

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平28条例6・一部改正)

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平28条例6・一部改正)

(委員による調査手続)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第23条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(平28条例6・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第24条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(平28条例6・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(平28条例6・一部改正)

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(平28条例6・一部改正)

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する市の責務)

第29条 市は、第2章に定める公文書の公開のほか、情報提供施策の拡充、情報公表制度の整備等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

2 実施機関は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供に関する施策の拡充に努めなければならない。

3 実施機関は、市長が定める事項に関する情報で実施機関が保有するものを公表しなければならない。

(会議の公開)

第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
(出資法人等の情報公開等)

第31条 市が出資その他の財政支出をしている法人であつて、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の業務により保有することとなった情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、出資法人等又は指定管理者に対し、前2項に規定する必要な措置を講ずるよう指導及び助言に努めなければならない。

(平17条例37・一部改正)

第5章 補則

(公文書の管理)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について別に定めるものとする。

(公文書の検索資料の作成等)

第33条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第34条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第19号で平成15年10月1日から施行)

(三田市公文書公開条例の廃止)

2 三田市公文書公開条例(平成6年三田市条例第10号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定によりなされている公開の請求は、この条例第5条の規定によりなされた公開請求とみなす。

4 この条例の施行の際現になされている旧条例第13条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第18条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項に規定する三田市公文書公開審査会(以下この項において「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例第21条第1項に規定する三田市情報公開審査会の委員として任命された者とみなす。この場合において、その任命された者とみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(三田市個人情報保護条例の一部改正)

8 三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(三田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

9 三田市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成16年条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成21年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)のうち、この条例の施行の際現にその効力を有する処分等で、施行日以後において病院事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属することとなる事務(以下「管理者の事務」という。)に係るもの又はこの条例の施行の際現に市長に対してされている申請その他の行為(以下「申請等」という。)で、管理者の事務に係るものは、施行日以後においては、管理者がした処分等又は管理者に対してされた申請等とみなす。

4 市長に対して届出その他の手続をしなければならない事項のうち、施行日前にその手続がされていないもので、管理者の事務に係るものについては、施行日以後においては、管理者に対してその手続がされていないものとみなす。

付 則(平成25年条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。